



# 石川商店街まちづくりルールブック

## *i-canal street*



根岸線開通パレード (昭和 39 年)



山手トンネル (昭和 44 年)

## —はじめに—

石川町は先人達が引き継ぎ栄えた古い歴史があり、また地形的にも坂や河(運河)があり、誇りに思える素晴らしいまちです。特に港へとつながる運河は、石川町の歴史を物語る今も残るまちの財産として、大切にしていきたいと考えております。

しかし、商店街を取り巻く環境は日々変化しており、横浜観光の玄関口である石川町駅元町口から元町、山手、山下地区へ向かう人々の流れや来街者のニーズも変化してきているため、新たなまちづくりが求められています。

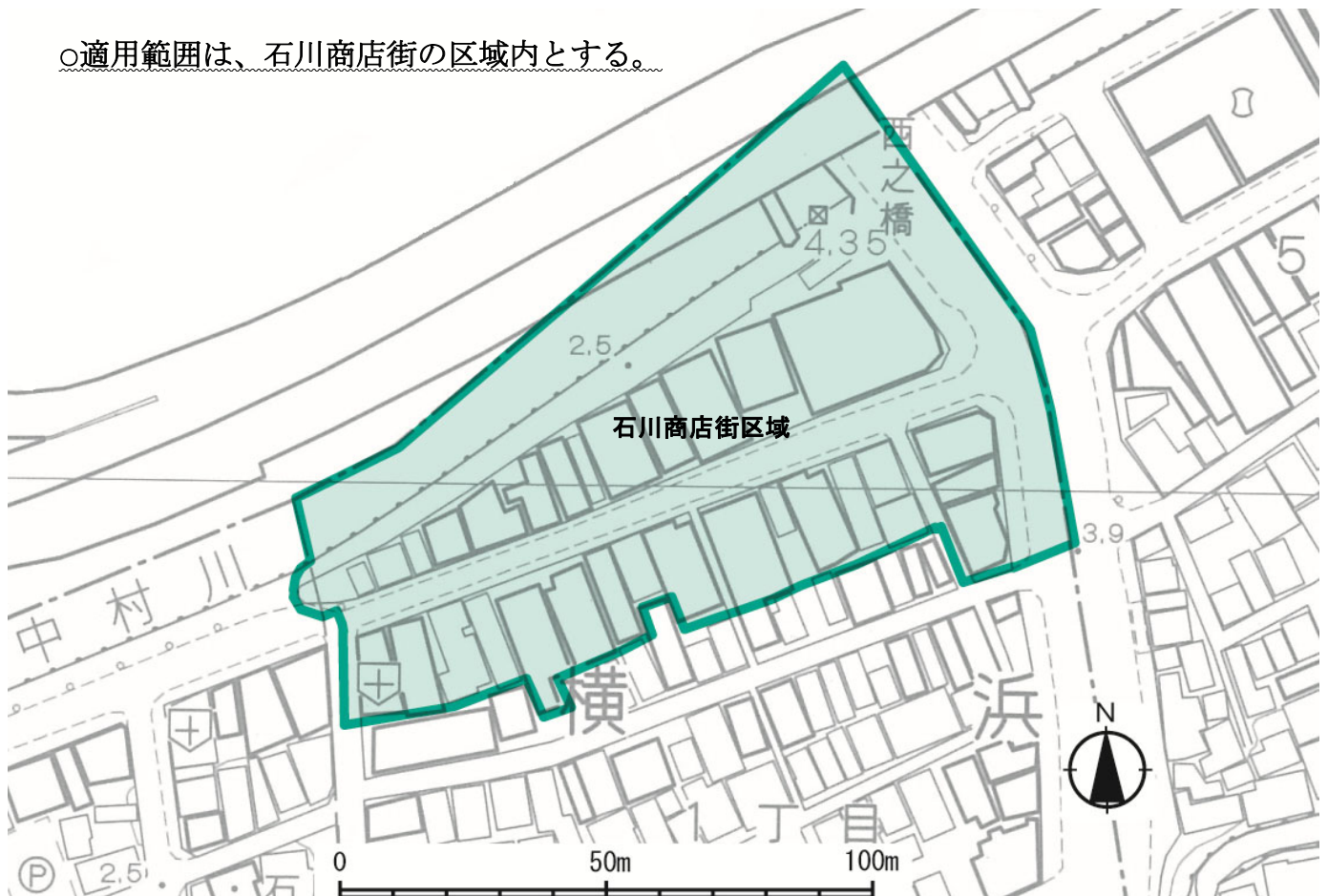
近年、店舗の入れ替わりが多くなっているため、昔から営んでいる人達の間で守られてきた、慣習やしきたりなどのルールが薄らいできています。より良い商店街を継承していくためにも、新規店舗の方に商店街の文化やルールなどを知っていただく必要があります。そこで、石川商店街では、2009年よりまちのルールづくりに取り組み、3年の歳月をかけ皆で話し合い「石川商店街まちづくりルール」を策定いたしました。

そして、ルールブックとしてまとめることで、ルールが目に見える形でいつも身近にあり、いつでも誰でもルールを守り活用できるよう、日々運用していくことが大切です。住宅地のルールである「石川町住まい方ルール」と一体的に、このルールを守り育てることで、当たり前前のことがしっかりと守れる魅力ある地域を目指しますので、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

石川商店街協同組合 理事長 大島重信

## —石川商店街まちづくりルール【適用範囲】

○適用範囲は、石川商店街の区域内とする。



## 一商店街のまちづくり理念一

石川商店街(アイ・キャナルストリート<sup>※</sup>)は、JR石川町駅元町口から元町や山手に続く横浜観光の玄関口として、住民のみならず多くの観光客が訪れます。同時に周辺の住民が日常的に利用する身近な商店街です。

先人達が築き上げてきた歴史を紐解き、運河輸送の要衝であった頃の賑やかさと水辺空間の再生に取り組みます。バリアフリーで安全安心な、ゆったりと買い物ができる歩行者空間の創出と維持に努めることで、便利でやさしい魅力ある商店街を提供します。

街路や建物のデザインは石川町らしさを目指し、多世代が集まる明るく活気に溢れたまちをつくり育てることで、資産価値を高め次世代に継承していきます。

---

## 一基本方針一

### ① 個性的な店が集まり賑わいのあるまちをつくり出します

石川商店街の個性を伸ばし特徴あるオンリーワンのまちづくりを推進することで、石川町ブランドをつくり発信していきます。

### ② セットバック部分を生かしたゆったり歩けるまちをつくり出します

セットバック部分と歩道を一体的に利用することで、ゆとりある歩行者空間を創出し、ゆったりと買い物ができる環境を整備し維持していきます。

### ③ 港へ続く運河を生かした老舗と新しい店が競い合うまちをつくり出します

現状に満足することなく常に向上心と探求心を持ち、歴史と伝統を受け継ぎつつ時代のニーズに応えられるまちづくりを行ないます。

### ④ ゴミの処理や清掃に気を配り清潔できれいなまちをつくり出します

商店街だけではなく近隣に対する美化の意識を高く持ち、気持の良い買い物空間の創出と維持に努め、おもてなしの心を育みます。

※ アイ・キャナルストリート：アイ＝石川町のアイ，キャナル＝英語で運河の意味  
(平成24年3月11日に一般公募の中から決定されました)

# 石川商店街まちづくりルール **《出来ることから始めましょう!!》**

## 1、親しみやすく賑わいのある商店街づくりのための建物の用途について

- 1-1) 石川町らしい親しみやすい個性的な物販・サービスを中心とした用途とします。
- 1-2) 風紀を乱す用途を禁止します(風俗営業法に係るもの)。
- 1-3) ペットショップを営む場合は騒音・臭い等、近隣への迷惑とならないように協議しましょう。
- 1-4) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼしたりする恐れのある用途は禁止します。
- 1-5) 1階部分には駐車場の設置を禁止します。



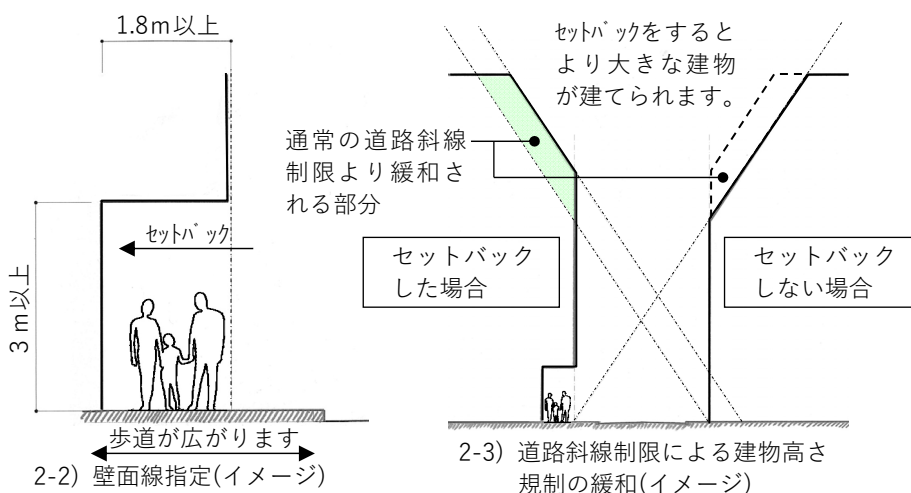
特徴あるデザインの建物①

## 2、ゆとりある街路と個性ある建物づくりのための建物の形態や意匠について

- 2-1) 周囲に配慮し、建物の個性を主張できるデザインとします。
- 2-2) 壁面後退指定線は、官民境界線から建物1階壁面までの距離 1.8m 以上/高さ 3.0m以上とし、民地歩道として開放しましょう。
- 2-3) 建物の高さは、通りの天空を確保できる形態とする。建物の各部分の高さは、前面道路の境界線から反対側の境界線までの水平距離の1.5倍以下とします。



特徴あるデザインの建物②



特徴あるデザインの建物③

## 3、魅力ある個店の顔をつくりワンランク上の商店街を目指すための外観のデザインや材質・色について

- 3-1) 基調色に基づいた広告やディスプレイの色彩計画を行ない、デザインを工夫しましょう。

## 4、調和の取れた景観づくりのための 看板等の設置について

### 4-1) -軒下看板-

軒下からの出幅 50cm 以下×幅 1m 以下、内照式は不可とし、設置は 1店舗1個とします。



軒下看板の参考例

### 4-2) -袖看板-

地上からの高さ 3.5m 以上、建物壁面からの幅 1m 以下、上下寸法 4m 以下とし、1 建物複数掲示は不可及び設置は 1 建物 1 個とします。  
(※その他に関しては要協議)



袖看板の参考例

### 4-3) -帯看板, 文字看板-

帯看板: 表示面積 2㎡以下、文字看板: 文字表示面積 2㎡以下とします。

### 4-4) -置き看板-

幅 50cm 以下、高さ 1.2m 以下とし、民地歩道上での設置を守りましょう。  
また、設置は 1店舗1個とします。



文字看板の参考例

### 4-5) -のぼり-

快適な歩行空間の確保のため、のぼりの設置は禁止します。

## 5、環境整備事業の成果を生かしゆとりのある歩行者空間を確保するための 歩道等の使い方について

### 5-1) 店頭貸しは禁止します。

### 5-2) 民地セットバック部分での販売及びベンチやテーブルの設置等は届出制とし、1 階壁面からの出幅は 90cm 以下とします。 (※官地歩道への設置は、占用物件となります。)



セットバック部分の利用例

### 5-3) 街路での荷捌きは、指定場所以外禁止します。

### 5-4) 迷惑行為を見かけた場合は注意しましょう。

## 6、秩序があり良質な商店街を実現するための 騒音や臭いに対する配慮について

### 6-1) 大声やスピーカーなど大音量での客寄せ行為を禁止します。また、店舗内の BGM 等の音漏れに注意を図りましょう。

### 6-2) 特に飲食店舗など臭いや煙等が発生する場合は、近隣への迷惑とならないよう、排気フィルター等の設置を行ないましょう。



近隣への臭気や煙対策として屋上から排気している例

## 7、来街者やお客様を楽しませつつ近隣と良い関係を築くための迷惑行為の禁止と注意について

- 7-1) 午後 11 時以降営業を行なう店舗は、近隣の店舗及び住民等に対する騒音に配慮し、風紀を乱さないようにしましょう。
- 7-2) 近隣に迷惑をかけぬよう、従業員及びお客様のマナーを指導しましょう。



夜の商店街の様子

## 8、清潔で美しい商店街を実現するための ゴミ処理について

- 8-1) 各店舗から出る事業ゴミは、指定曜日・指定時間・指定場所に出し、廃棄物回収業者に依頼しましょう。
- 8-2) 居住者のゴミは、収集日の指定時間までに、指定された収集場所に出しましょう。
- 8-3) ごみ収集場所は、利用者が協力し合って、散乱防止、清掃美化に努めましょう。



きれいなゴミ収集場所は、まちの美観維持につながります。

## 9、清掃が行き届き美しく保つための 街路やまちの維持について

- 9-1) 各店舗前の歩車道の清掃は、近隣と協力し毎日行ないましょう。
- 9-2) 落書きや貼紙は放置せず消し去るなど、速やかな対応を心がけましょう。



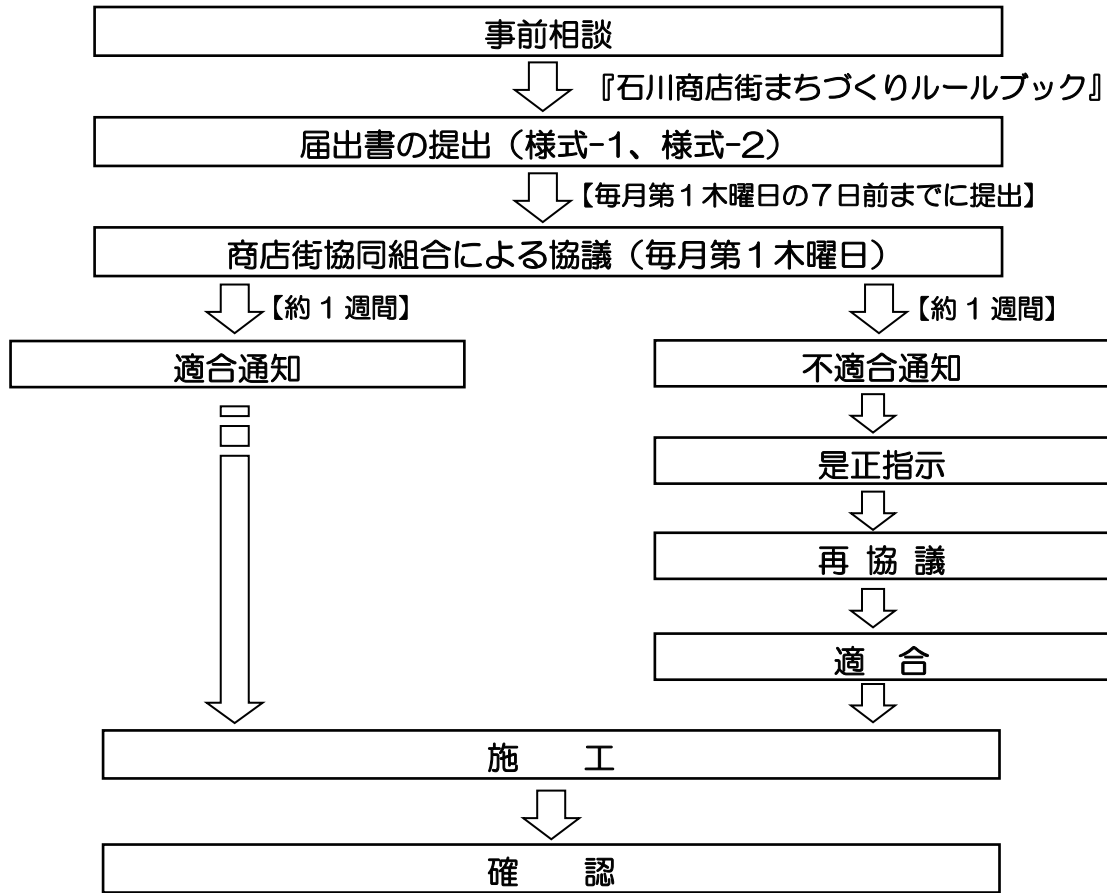
落書きを速やかに消すことは抑止につながります。

## 10、みんなでまちを育て継承していくためのまちづくりへの参加について

- 10-1) まちづくりを推進するために適用区域内の事業者はもちろん、地権者、建物所有者なども石川商店街協同組合に入会し、まちづくりへの協力を行ないましょう。
- 10-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、石川商店街協同組合に入会することを賃貸契約上明記し、会費等の徴収と支払い業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼しましょう。

# セットバック部分への設置物及び新たに看板等を設置する場合のフロー

## -届出手続きの流れ-



## 一石川商店街協同組合定款 (抜粋) 一

### (目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行ない、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 組合員のためにする共同宣伝および共同売出し
- (2) 組合員のためにする商店街共同施設の設置およびその運営管理
- (3) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- (4) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供
- (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (6) 組合員の福利厚生に関する事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

## 一神奈川県商店街活性化条例 (抜粋) 一

### (目的)

第1条 この条例は、商店街が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、チェーン店、大型店をはじめ、すべての事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (県の責務)

第3条 県は、市町村と連携して、商店街の活性化を図るために必要な施策の推進に努めるとともに、市町村が地域の実情に応じた施策を推進することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

- 2 事業者は、商店会が実施する商店街の活性化を図るための事業又は地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業又は取組に協力するよう努めるものとする。

附 則 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

# 石川商店街まちづくりルールに基づく セットバック部分への設置物に関する届出書

平成      年      月      日

石川商店街協同組合 御中

申請者 住 所

店舗名

氏 名

Ⓜ

電 話

※太枠内のみご記入下さい

1、設置場所			
2、設置物の概要	設置物名		
	大きさ (設置範囲)	W :	D :                      H :
	利用方法	<セットバック部分に占める位置関係が分かるように図で示すこと>	
	設置期間	平成      年      月      日    ~    平成      年      月      日	
3、施工期間	平成      年      月      日    ~    平成      年      月      日		



# 石川商店街まちづくりルールに基づく 看板設置に関する届出書

平成 年 月 日

石川商店街協同組合 御中

申請者 住 所

店舗名

氏 名

印

電 話

※太枠内のみご記入下さい

1、設置場所	
2、看板の大きさ	<input type="checkbox"/> ：軒下看板 W： D： H： 出幅(軒下)：
	<input type="checkbox"/> ：袖看板 W： D： H： 高さ(地面)：
	<input type="checkbox"/> ：帯看板 表示面積：
	<input type="checkbox"/> ：文字看板 文字表示面積：
	<input type="checkbox"/> ：置き看板 W： D： H：
	注) 別途図面を添付すること
3、施工期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

# —石川商店街まちづくりルールに援用される法律や要綱—

## ① 石川町地区街づくり協議指針

改正 平成20年4月1日

### 1 趣旨

石川町地区では、本市の都心部における拠点地区として、また、山下公園、中華街、山手など横浜を代表する観光地への最寄り駅としての地域の特性を生かした街づくりを進めていくため、共同化の促進、元町と一体となった壁面後退による歩行者空間の確保、壁面のデザイン指導などを行っていますので、建築主の方々を始め、皆様のご協力をお願いします。

### 2 協議区域

中区石川町1丁目・2丁目、吉浜町の一部 面積4.6ha

### 3 協議内容

#### (1) 共同建築の促進

狭い敷地や、細街路が多いため、共同建築化を図ってください。

#### (2) 壁面後退

ア 駅から石川商店街通りまでの区間

壁面後退1.8m、高さ3mをお願いします。

イ 石川商店街通り

壁面線1.8m×高さ3mが指定されています。

ウ 石川町駅から亀の橋までの区間

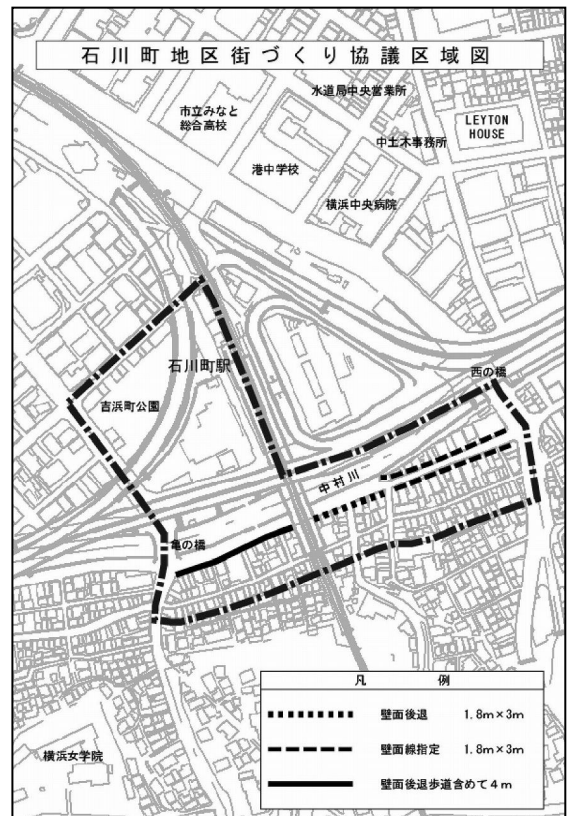
歩道を含めて4m青空をお願いします。

#### (3) 建物用途

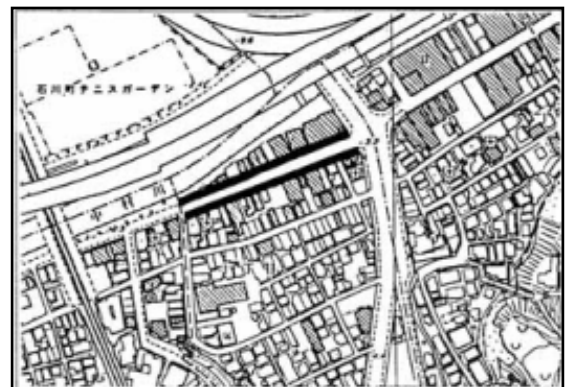
街の活性化のため、低層部は商業、業務、サービス施設をいれるように努力してください。しかし、風俗営業は避けて下さい。

#### (4) 建物デザイン

外壁はタイル張りを原則とし、色は茶か白を基調色として下さい。また、山手地区との調和を図るため、屋上工作物や広告塔なども出来る限り設置しないで下さい。また、山手地区景観風致保全区域内にあるため、合わせて協議をお願いします。



① 石川町地区街づくり協議指針 協議区域図



② 壁面線の指定範囲図

## ② 壁面線の指定

### —横浜市公告第174号（昭和52年7月15日）抜粋—

横浜市中区石川町1丁目1番から15番に至る道路の両側の敷地に道路の境界線から1.8メートル後退した位置において地盤面から高さ3メートルまでの部分に壁面線を指定する。

## —石川町住まい方ルール—

石川商店街は、『石川町住まい方ルール』の適用範囲に含まれており、街路環境、ゴミの出し方、騒音や臭気、ペットの飼育、防犯、防災、コミュニティの活性化など、豊かな住環境の創出を目指すためのルールが定められています。



石川町住まい方ルールブック

### ③ 山手地区景観風致保全要綱

#### 1 目的

この要綱は、国際文化管理都市を指向する横浜山手地区およびその周辺(以下「保全区域」という。)の景観風致を保全し、かつ、横浜にふさわしい眺望を確保するため、これに関する法律および条例に基づく規制基準ならびに地域地区等の整備がなされるまでの間、保全区域における開発行為および建築行為を指導することを目的とする。

#### 2 定義

##### (1)保全区域

山手風致地区およびその周辺を含む別添図面表示の区域

##### (2)特別保全地区

保全区域のうち、外国人墓地を中心とする別添図面表示の地区

##### (3)開発行為

土地の区画または形質の変更をいう(これに伴う工作物の設置を含む。)

##### (4)建築行為

建築物、工作物その他土地に定着する構築物(以下「建築物等」という。)を設置する行為

##### (5)建築物等の高さ

建築物等が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さで、建築物の屋上構造物(避雷針、アンテナ、および目すかしの手摺等で見通しを妨げないものを除く。)を含む

#### 3 適用対象

- (1)この要綱の適用区域は、保全区域(特別保全区域を含む。以下同様)とする。
- (2)この要綱の適用対象行為は、開発行為および建築行為とする。
- (3)上記(1)、(2)のほか、特別保全地区からの眺望を確保するため、特に対策を要するものについては、この要綱の一部または全部を準用する。

#### 4 保全対策の基準

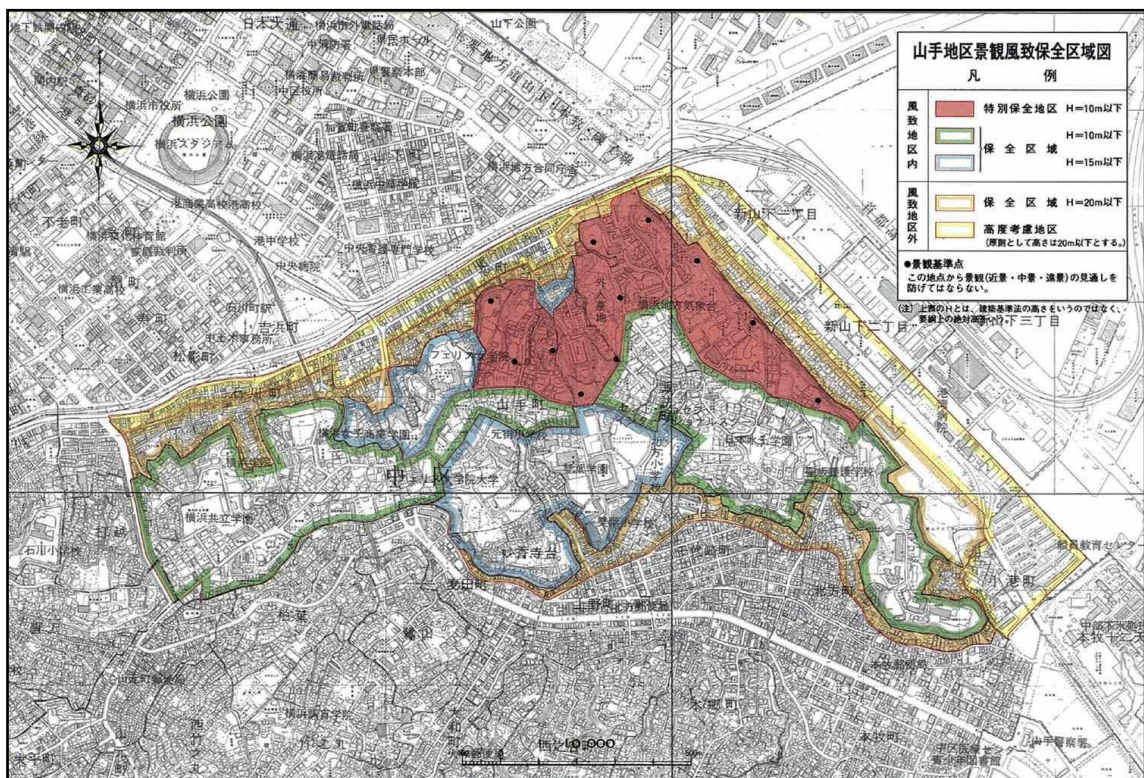
- (1)保全区域内の建築物等の高さについては、別紙図面に表示されたものを最高限度とする。ただし、当区域の景観風致を増進する施設の場合はこの限りでない。
- (2)特別保全地区内の建築物等は、別紙図面に表示された景観基準点からの見通しを妨げないこととする。

#### 5 保全管理の基準

- 保全区域内における土地および建築物等の所有者、管理者および占有者等、当該土地及び建築物等の管理義務を有する者は、保全区域の景観風致を維持または増進するため、次の措置を講ずることとする。
- (1)宅地内に生育している樹木等は、その土地が緑地的効果を維持または増進するよう適切な管理をすること。
  - (2)開発行為、建築行為等によって除去することとなる樹木等は、必要最小限にとどめること。なお、工事等のためやむをえず一時的に樹木等を除去した場合は、すみやかに現状以上の緑地的効果のあるようにあらたに植樹その他の対策を講じること。
  - (3)宅地内の空地、法地等は、日照・採光・通風その他使用上やむをえない場合を除き、極力植樹等を行い、(1)に準じて管理すること。
  - (4)建築物等には、保全区域の景観風致保全上好ましくない広告物等を設けないこと。
  - (5)保全区域内の建築物等は、保全区域の景観風致保全上好ましくない色彩、形態に変更しないこと。

#### 6 実施期日

この要綱は、昭和47年11月13日から実施する。  
平成7年7月1日 一部改正



## ◇石川町のまちづくりテーマ◇ 『河と坂のある散歩道 石川町』

石川町のまちづくりテーマである『河と坂のある散歩道 石川町』は、平成19年より町内会と商店街の皆様と共に、現地調査、シンポジウム、見学会、アンケート調査、ワークショップなどを行ない、石川町まちづくり委員会にて検討を重ね策定されたものです。このテーマを基に、今後のまちづくりの方向性やルール策定など、様々な事業を実施していきます。

### ◇まちづくりのあゆみ◇

- ・平成19年 8月：石川町まちづくり委員会設立
- ・平成20年 3月：『まちの構想づくり』として「まちあるき」の実施
- ・平成21年 1月：「まちあるき」を基にワークショップを行ない『まちの構想(素案)』を作成
- ・平成21年 9月：「住まい・まちづくり担い手支援事業」を実施
  - （ 住商混合地区での「まちのルールづくり①」(現況調査・シンポジウム・見学会・ワークショップの実施)
- ・平成22年 2月：「まちづくりテーマ」の策定と「石川町まちづくりルールの(素案)」を作成
- ・平成22年 9月：「住まい・まちづくり担い手支援事業」を実施
  - （ 住商混合地区での「まちのルールづくり②」(事例の検証・意見交換会・セミナー・ワークショップの実施)
- ・平成23年 2月：「石川商店街まちづくりルール(案)」を作成
- ・平成23年 4月：「石川町住まい方ルール」及び「石川商店街まちづくりルール」検討開始
- ・平成23年 6月：ルールづくり説明会の開催(町内会)
- ・平成23年10月：ルールづくりの一環として防犯・防災に関する勉強会を開催
- ・平成23年11月：ルール項目に関するアンケート調査を実施
- ・平成23年12月：まちづくりニュースにて「アンケート結果及びルール項目の周知と意見収集」を実施
- ・平成24年 2月：ルール内容の決定 ルールブック(案)を作成
- ・平成24年 3月：まちづくりニュースにて「決定したルール内容の周知と意見収集」を実施
  - ⇒『石川町住まい方ルールブック』及び『石川商店街まちづくりルールブック』を発行



#### 一発行元一

発行 平成24年6月

- ・ 石川町まちづくり委員会 … 委員長 大島 重信 (TEL:090-9201-1584)
- ・ 石川商店街協同組合 … 理事長 大島 重信